

## 学生向け | 合理的配慮について

### 1. 合理的配慮とは

IPU・環太平洋大学は、障害者差別解消法および文部科学省の示す基本的な考え方にに基づき、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける機会を確保するため、合理的配慮を提供します。

合理的配慮とは、障害のある学生からの申出に基づき、教育の本質的内容を変更しない範囲で、個々の状況に応じて必要かつ適切な調整を行うことをいいます。

本学における合理的配慮は、

- ・特別扱いを行うものではありません
- ・成績評価基準を引き下げるものではありません
- ・教育の質を維持したまま、学修機会の公平を確保するための措置です

また、合理的配慮は「できないことを代替する制度」ではなく、「学生の能力発揮を支える環境調整」と位置づけています。

### 2. 対象となる学生

- ・身体障害、視覚障害、聴覚障害等のある学生
- ・知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある学生
- ・慢性疾患や長期療養を要する疾病を有する学生
- ・障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている学生

### 3. 合理的配慮の内容

合理的配慮の内容は、学生本人との対話を通じて個別に検討し、大学にとって過重な負担とならない範囲で実施します。

※「過重な負担」とは、財政状況、人的体制、教育目的への影響等を総合的に考慮し判断します。

<主な配慮の例>

- ・授業における情報保障や教材提供方法の調整
- ・試験時間の延長、別室受験等の環境調整
- ・実習・演習・フィールドワークにおける安全配慮
- ・出席方法や課題提出方法の合理的な調整

※教育課程の本質的変更や資格取得要件の緩和は含まれません。

※内容は固定的ではなく、必要に応じて見直します。

### 4. 支援のプロセス（実施体制）

- (1) 学生からの相談（随時受付）
- (2) 担当部署またはメンター・ゼミ担任によるヒアリング
- (3) 必要に応じた関係部署との協議
- (4) 学生本人の同意を得た上での配慮決定

## (5) 実施および定期的な見直し

※配慮内容は書面または記録により管理します。

※本人の同意なく第三者に情報を共有することはありません。

※配慮内容に合意できない場合は、再協議の機会を設けます。

## 5. IPUの伴走型支援と非認知能力

本学では、合理的配慮を単なる支援制度としてではなく、学生の成長を支えるプロセスとして捉えています。合理的配慮の対話と振り返りを通じて、

- ・他者と協働する力
- ・感情を調整する力
- ・目標達成に向けて粘り強く取り組む力

といった非認知能力の育成にもつながると考えています。

## 6. 相談・問い合わせ先

- 所属学科のメンター・指導教員
- 学生支援課（ディスカバリー1階事務室）
- 受付時間：平日 8:45～17:15

## 7. 学生のみなさんへ

困りごとを相談することは、弱さではなく、自分の学びと向き合う、前向きな一歩です。IPUは、すべての学生が安心して学修に取り組める環境づくりを目指しています。

IPUはあなたの「やってみたい」に伴走します。